

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

喜多方市長

| | | |
|-------------------|---|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 喜多方市 07208 | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 熱塩加納地区 (五目、根岸、鷺田、半在家、岩尾、山岩尾、板の沢、大平、中川原、田中、上野、針生、赤崎林、金屋、新村、野辺沢、日中、水沢、黒川、熱塩、栗生沢、宇津野、赤崎、御林) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和8年6月25日 (第3回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

| |
|--|
| <p>【地域農業の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱塩加納地区は、旧熱塩加納村に属する31集落のうち、農地の存在しないあるいは経営作付けのない集落を除いた24集落を地域計画の範囲としている。 ・平坦部と中山間地の地域特性を生かし、水稻やそば、大豆等の土地利用型農業を中心に、路地園芸としてアスパラガス、施設園芸としてキュウリなどが栽培されている。 ・そばは全域で栽培されている。 ・一部集落にあっては、集落営農組織による大豆の生産の取り組みもみられる。(鷺田) ・農業を担う者のうち、担い手への農地の集積率は、約34% ・高齢化が進行しており、75歳以上の農業者の占める割合は26.5%であり、このうちの51.0%は後継者が確保されていない。 ・リタイア・縮小予定農地を農業を担う者で引き受け可能な集落がある半面、引き受けが難しい集落が存在する。(引受可能…五目、鷺田、上野、大平、赤崎林、金屋、新村、野辺沢、水沢、熱塩、栗生沢、宇津野、赤崎、引受困難…根岸、半在家、岩尾、山岩尾、板の沢、中川原、田中、針生、日中、黒川、御林) ・多面的機能取組集落(8集落…五目、根岸、鷺田、田中、針生、上野、金屋、赤崎) ・中山間直接支払取組集落(5集落…五目、半在家、岩尾、田中、宇津野) <p>【地域農業の課題】</p> <p>【農業を担う者の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業を担う者を集落内で確保(4集落…板の沢、大平、新村、御林) ・半数以上の農業を担う者を集落外で確保(5集落…中川原、大平、水沢、熱塩、赤崎) ・法人(組合)を農業を担う者として確保(10集落…根岸、鷺田、半在家、岩尾、田中、針生、野辺沢、日中、黒川、栗生沢) ・農業を担う者不在(山岩尾) |
|--|

(2) 地域における農業の将来の在り方

| |
|---|
| <p>【作物の生産】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稻を主要作物とし、所得向上に向け、アスパラガスやキュウリ等による複合経営を継続 ・ほとんどの集落でそばの作付けが多い、 ・そば以外の土地利用型作物として、大豆、麦の作付けを継続。(大豆…鷺田、麦…日中、黒川) ・山岩尾は耕作者が1名しかいない。 <p>【農業を担う者の育成・確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に集落内の農業者の中から農業を担う者を確保するが、集落内の農業を担う者が不足する場合は、入作者を積極的に農業を担う者に位置付ける。 ・農作業の共同化や農業用機械・施設の共同利用等に向け、組織を設立、または設立を検討する。(3集落…五目、半在家、赤崎) |
|---|

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 830.6 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 816.1 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1) 農用地の集積、集約化の方針 |
| ・今後、リタイア・規模縮小しようとする場合は、集落に窓口を置き、農業を担う者と農業委員会に置いて調整のう え、農地の集積・集約化を図る。(共通) ・水田はできるだけ連坦化し、転作田は団地化を進める。(12集落…五目、鷺田、岩尾、田中、上野、針生、日中、 水沢、黒川、熱塩、赤崎、御林) |
| (2) 農地中間管理機構の活用方針 |
| ・リタイア・規模縮小する者が農業を担う者に農地を貸し付けるとき(14集落…五目、根岸、鷺田、田中、上野、針 生、赤崎林、日中、黒川、水沢、熱塩、栗生沢、宇津野、赤崎) ・農地の分散解消や団地化のために農地の権利を移動しようとするとき(2集落…赤崎、御林) |
| (3) 基盤整備事業への取組方針 |
| ・基盤整備事業未完了集落(3集落…山岩尾、新村、熱塩) 整備予定なし |
| (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| ・集落内外から新規就農者を積極的に確保する。(21集落…山岩尾、大平、熱塩以外) ・地域内外から多様な経営体を募り受け入れる。(16集落…五目、根岸、鷺田、半在家、岩尾、中川原、田中、針 生、新村、野辺沢、日中、黒川、水沢、栗生沢、赤崎、御林) ・農作業の共同化や農業用機械・施設の共同利用等に向け、組織を設立、または設立を検討する。(3集落…五 目、半在家、赤崎) |
| (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|---|---|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵との設置による有害鳥獣被害対策を行う。(19集落…五目、根岸、鷺田、半在家、板の沢、中川原、田
中、上野、針生、大平、赤崎林、金屋、新村、野辺沢、日中、黒川、栗生沢、宇津野、御林)
②有機農業・特別栽培に取り組む(10集落…五目、根岸、半在家、板の沢、田中、上野、針生、日中、栗生沢、御
林)
②特別栽培に取り組む(12集落…五目、根岸、鷺田、半在家、板の沢、田中、上野、針生、金屋、黒川、栗生沢、
御林)
③スマート農業に取り組む(13集落…五目、鷺田、半在家、岩尾、中川原、針生、赤崎林、金屋、日中、黒川、栗
生沢、宇津野、御林)
⑤リンゴの栽培に取り組む(2集落…田中、上野)
⑨耕畜連携に取り組む(黒川)アスパラガスの肥料に利用